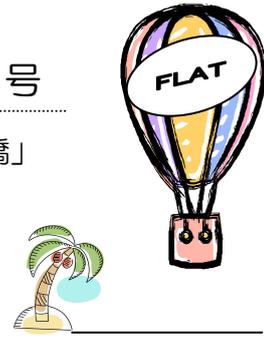


# ふらっと.come!

平成24年 12月20日 第28号

発行者 特定非営利活動法人船橋福祉相談協議会 「ふらっと船橋」  
〒273-0011 船橋市海神1-31-31 ジュネス海神101  
TEL 047-495-6777 FAX 047-495-6776  
HP <http://www1.ocn.ne.jp/~flatcome/>  
Email [flat-funabashi@key.ocn.ne.jp](mailto:flat-funabashi@key.ocn.ne.jp)



## ご参加頂き有難う御座いました

ふらっと船橋所長 清水 博和

先月10日土曜日の午後より、当協議会主催による「いよいよ始まった虐待防止法」というテーマで講演会・シンポジウムを開催いたしました。講師には弁護士で高齢者や障害者への権利擁護にご精通されており、障害者虐待防止アドバイザーをされております佐久間水月さんをお招きし、法の概要や適応・運用等、具体例を通じてお話を頂きました。

ポイントとして養護者、施設従事者等の虐待に関して「これって虐待？」という疑問から「これは問題かも知れない？」と思ったら通報しましょう！通報しても不利益を受ける事はありませんし施設従事者では通報しても、守秘義務違反や解雇等の不利益もありません。

養護者虐待ではその家族にも大きな問題等を抱えている場合も少なくありません。支援する機関は虐待の防止・予防という視点からも養護者への支援を関係者が協力し合いながら、検討していく必要性を強く話されています。

施設従事者等は、専門家であり熱心さゆえに権利擁護が権利侵害に転化する危険性を含んでおりより高い倫理が求められます。困難なケースに対しては担当者のみが抱え込む事の無いよう、職員相互に補充補完し合い、協力し合う事の重要性も話されています。

「障害者虐待防止・障害者支援の問題に関連する場面は実は、たくさんあります。どこかで、みんな、つながっています・・・」との言葉で講演をしめくられました。

第2部では市行政より「虐待防止マニュアル」に関する説明や虐待防止に関する対応の流れをご説明頂き、第3部シンポジウムではそれぞれのお立場（養護者・施設従事者・使用者側）から、障害のある方への思いや仕組み、視点の大切さをお話頂きました。

この法が施行され、周知のための広報啓発や研修等が盛んに実施されております。しかし、その成果？が地域に根付くまでにはもう少し時間がかかる様に感じます。やはり地域ではまだ通報義務・通報者になる事への迷い、不安は否めません。法の施行は、一つの契機であり日々の積み重ねにどう照らし合わせた関わり（権利擁護）を地域で実践していくのか。そのシステムの構築が具体的に通報者の「困惑」や「不利益ならない」という解釈（法の目的は理解していても）への軽減になるのではと感じております。（当方でも疑いのある相談に関しては虐待防止センターの役割、通報に関する情報はお伝えしております）

## 障害者の虐待防止について

船橋市障害福祉課相談支援係主事 横堀 貴郎

平成24年10月1日から、障害者に対して「虐待の防止」や「養護者に対する支援等」を押し進めることを目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下

「虐待防止法」)が施行されました。障害福祉課では虐待防止法の施行にあわせて、対応マニュアルの作成、虐待防止センターを新設するなど障害者の虐待防止体制を整え、通報のあった虐待案件に対応しているところです。

虐待防止法が施行されて2ヶ月が過ぎ、10件の通報・相談が障害福祉課と虐待防止センターにありましたが、対応をしていくなかで特に感じることは、初動の対応がいかに難しく重要なものか、ということです。作成したマニュアルでも、この初動期の対応を重要視しており、通報のあった案件についてはすべて、即時介入の必要性の判断を行い、また通報等を受けた時点より、48時間以内にコアメンバー（障害福祉課、虐待防止センターで構成）により初動の対応方針を決定し、着手する、と定めています。

しかし実際に着手する際には、限られた情報のなかで、アプローチが取りづらく対応の方向性が定めづらいケースや、対象者や家族などとの関係性が崩れてしまうと、今後の対応に支障がでることも懸念されることから、関係者にコンタクトを取るきっかけが掴みづらいなど、初動対応の困難さというものが実感としてあります。

今後は、障害福祉課や虐待防止センターだけではなく、必要に応じ、関係者（民生委員、学校、警察、保健所など）との協力や連携できる体制を構築することで、それぞれの機関がもつ、異なった方向からの、様々なアプローチの手段を活用し、虐待の防止につなげていくとともに、虐待防止法の広報・周知活動を継続することで、障害者虐待の「予防」につなげていきたいと考えます。

### 密かな決意 (^v^)

11月、にいがたフォーラム8in長岡に参加しました。内容は「障害者虐待防止法・障害者総合福祉法・共生社会の実現を考える等」と盛り沢山でしたが最後に事務局から「毎年、フォーラムが終わった翌日から次年のテーマや内容を考えます」との挨拶があり、度肝を抜かれました。

日頃、相談者の方から相談を伺い、共に生活を考えて行く時、何のサービスや資源を使えるかについて模策するのですが、最近では制度がめまぐるしく変化しているので把握し切れない事が多いと感じています。勿論、これではいけないと思うし、ナマケ癖も払拭したく座右の銘なる物を探していたら（そんな事をしている間に仕事をすればと聞こえてきそう）「すごい人とそうでない人の違いはやるか、やらないか」とありました。まさに新潟の方と私の違いです。という訳で「明日やろうはバカヤロー」を胸に新たに仕事に取り組んでいこうと思ひ直しました。（相談員）

### お知らせ！

#### 千葉県相談支援事業連絡協議会 相談支援専門員研修会全県大会

日時：平成25年1月26日（土）13時～17時

会場：千葉市障害者福祉センターイベントホール

対象：相談支援事業従事者、市町村関係者、相談支援事業に関心のある方

費用：1,000円（資料代）

基調講演：講師 遅塚 明彦氏（厚労省 相談支援専門官）

パネルディスカッション：パネリスト3名

問い合わせ：千葉県相談支援事業連絡協議会事務局

担当 蔵田（旭障害者支援センター内）

TEL：0479-63-0900 FAX：0479-60-0688



Merry  
Christmas!

#### -ふらっと船橋-

年末年始の営業について！

日頃より、お支援頂き有難うございました。

年末年始のつきましては下記の通りの営業となります。

●年末は・・・12月28日（金曜）まで

●年始は・・・1月4日（金曜）から通常営業をします。

※・12月29日～1月3日までは転送、留守番電話にて対応致します。

**来年も宜しくお願ひ申し上げます！**